

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（付表）</p> <p>この明細書は、青色申告者である中小企業者がその年の前年に指定事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた特定機械装置等を、その年に指定事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。</p> <p>この明細書は、「中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」（本表）とともに、確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄及び「②」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。</p> <p>(2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(3) 「⑥」欄には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の3、平成15年改正前の措法第10条の6、平成14年改正前の措法第10条の7</p>	<p style="text-align: center;">中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（付表）</p> <p>この明細書は、青色申告者である中小企業者がその年の前年に指定事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた特定機械装置等を、その年に指定事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。</p> <p>この明細書は、「中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」（本表）とともに、確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の3、平成15年改正前の措法第10条の6、平成14年改正前の措法第10条の7</p>